

⑩ 日本遺産関連商品開発費補助金制度を設けています

問・申 かさましこ日本遺産活性化協議会事務局：生涯学習課内(内線 380)

メール n_isan@city.kasama.lg.jp

地域資源を活用して商品を開発する事業者などを支援し、地域振興を図ることを目的とした補助金制度です。商品開発を通じて地域貢献に取り組んでみませんか。

対象者 笠間市、益子町に事業所、または店舗を有する中小企業者など、中小企業協同組合

対象事業 ・新規の日本遺産関連商品を開発、製作する事業

・既存商品を変更して日本遺産関連商品化する事業

・既存商品の日本遺産関連商品化に伴うパッケージデザインなどのデザイン開発事業

対象経費 報酬、消耗品費、原材料費、研究開発費、品質検査費、業務委託費、賃借料、備品購入費、印刷費、知的財産取得費

補助金の額 予算の範囲内において補助対象経費の 2 分の 1 以内(上限 20 万円)

提出書類 日本遺産関連商品開発費補助金交付申請書、事業計画書、事業予算明細書

申込方法 窓口で直接またはメールでお申し込みください。

申込期限 11 月 30 日 (月)

⑪ 令和 8 年度 国民健康保険税の納税通知書を発送します

問 保険年金課(内線140)

笠間市の国民健康保険(国保)に加入されている世帯の世帯主の方に、7 月中旬に令和 8 年度国民健康保険税(国保税)の納税通知書を発送します。

なお、世帯主自身が国保に加入されていない場合でも、世帯員に国保加入者がいれば、世帯主に国保税が課税され納税通知書が送付されます。この場合、世帯主分は含まれません。

口座振替を利用されている方

振替日(納期限日)の前日までに、指定口座の預貯金残高の確認をお願いします。

納付書を利用する方

納付書裏面の納付場所で納付してください。納税通知書には第 1~8 期までの納付書が同封されています。

○年金から天引きによる特別徴収は条件を満たした世帯のみが対象となります。

○スマホ決済アプリや地方税の支払いサイトにアクセスし、納付書に印字された納付書番号や eL-QR などを利用し納付することも可能です。

令和 8 年度の納期

期別	納付期限
1 期	7 月 31 日 (金)
2 期	8 月 31 日 (月)
3 期	9 月 30 日 (水)
4 期	11 月 2 日 (月)
5 期	11 月 30 日 (月)
6 期	12 月 25 日 (金)
7 期	令和 9 年 2 月 1 日 (月)
8 期	令和 9 年 3 月 1 日 (月)